平成２３年（フ）第５７２号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目69番41号　プレジオ林間102号
債務者　市橋　知則
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７３号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目69番41号　プレジオ林間102号
債務者　市橋　直子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６号
新潟県佐渡市両津湊234番地
債務者　丹波　勇夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１７２４号
京都市伏見区淀本町173番地19　トーカン淀本町203号
債務者　土田トシ子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６１号
京都市伏見区深草西浦町４丁目60番地２　ハイツ山村102号
債務者　野村沙由里（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８７号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁238番地　205号、前住所堺市北区東上野芝町２丁331番地３
債務者　木下　義夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０３号
大阪府富田林市金剛伏山台17番８号
債務者　宮内由貴子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２１号
堺市北区北花田町３丁28番地５　サンパティーク301号
債務者　藤澤　眞理
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３９号
堺市堺区三宝町５丁276番地　山下文化
債務者　濱田　弘光
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８５号
堺市西区上381番地
債務者　木下　準子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１０号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番30―306号
債務者　岩橋　充夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１３号
堺市堺区市之町西１丁２番２号　白菊マンション103号
債務者　ナイトイン港こと　土川　太一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地　県住15―307
債務者　片山　博美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７４７号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―702号
債務者　弘井比佐子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３１号
大阪府泉南市男里５丁目18番29号ハイツ天神Ａ―103号、前住所大阪府泉南市男里３丁目12番36号
債務者　常幸　潤一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
大阪府貝塚市津田北町17番１―805号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３―４―1206
債務者　久保　和功
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係